

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月1日から同年10月31日まで  
② 昭和50年2月7日から同年4月1日まで  
③ 昭和50年5月19日から51年4月1日まで  
④ 昭和51年6月22日から同年8月1日まで  
⑤ 昭和51年8月31日から同年12月27日まで  
⑥ 昭和52年1月7日から同年3月26日まで  
⑦ 昭和52年4月6日から53年4月1日まで  
⑧ 昭和53年6月23日から同年8月1日まで  
⑨ 昭和53年8月31日から同年12月27日まで  
⑩ 昭和54年1月6日から同年3月25日まで  
⑪ 昭和54年10月25日から同年12月27日まで

申立期間①はA勤務地に、申立期間②はB勤務地に、申立期間③はC勤務地に、申立期間④から⑥までの期間はD勤務地に、申立期間⑦はE勤務地に、申立期間⑧から⑩までの期間はF勤務地に、申立期間⑪はG勤務地に、いずれもH職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑩までの期間について、I事業所から提出された申立人に係る勤務履歴証明書から、申立人は、申立期間①から⑩までの期間において、J職として、申立人が主張する各勤務地に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①から⑦までの期間において勤務していた各勤務地を管轄するK事業所、L事業所又はM事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる

被保険者に照会したところ、回答があった被保険者自身の職種は、N職やO職等であり、申立人と同じ職種（J職）の者は見受けられない上、オンライン記録等から、申立期間⑧から⑩までの期間及びその前後の期間において、申立人が勤務していたF勤務地を管轄するP事業所には、厚生年金保険の被保険者がいなかったことが確認できることから判断すると、申立期間①から⑩までの期間を含む昭和54年3月以前においては、各事業所は、J職として勤務していた者を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間②から⑥までの期間を含む昭和50年2月7日から52年4月1日において国民年金の被保険者であることが確認できる上、申立期間④から⑥までの期間は国民年金保険料の免除期間と記録されている。

さらに、申立期間①、②、④及び⑧は2か月以内の期間であり、法令上、厚生年金保険の適用除外となる期間である。

加えて、各事業所に係る前述の被保険者原票に、申立期間①から⑩までの期間を含む昭和48年9月1日から54年4月30日までの期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間⑩について、前述の勤務履歴証明書から、申立人が申立期間⑩において、J職としてG勤務地に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたG勤務地を管轄するK事業所は、「J職は、雇用期間が2か月を超える場合において厚生年金保険に加入させているが、申立人の申立期間⑩における任用形態は『Q形態』であり、Q形態の場合、採用の当初に予定されていた雇用期間が延長されることが大半である。申立人の雇用期間についても、採用の当初に予定されていた雇用期間が2か月未満であったため、採用された時点において厚生年金保険の加入手続を行わなかったと考えられ、厚生年金保険の加入手続を行っていない者の給与から、厚生年金保険料を控除することはない。」旨を回答している。

また、申立期間⑩の前後の期間である昭和54年5月1日から同年8月1日までの期間及び55年1月7日から同年3月25日までの期間において、K事業所に係る前述の被保険者原票から、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、申立期間⑩に係る雇用保険の被保険者記録は確認することができない。

さらに、前述の被保険者原票に、申立期間⑩を含む昭和54年8月1日から55年1月6日までの期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

3 このほか、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主に

より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。